
工場立地法に基づく準則を定める条例（案）に対する市民の皆様 の意見を募集します。

1. 趣旨

市では、市内既存企業の設備投資の拡大や、新たな企業立地等を促進し、今後も安定した雇用の創出と地域の活性化を図るため、工場立地法に基づき、一定規模以上の工場が敷地面積に対して整備すべき緑地面積割合等を定めた国の準則を緩和する「美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例」の制定について検討しています。

2. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等（※1）を特定工場とし、国の準則に従い、工場敷地面積の 20%以上を緑地、緑地を含む 25%以上を環境施設（※2）として整備しなければなりません。市町村が、国の基準の範囲内で、条例で準則を定めることにより、区域ごとに緑地は工場敷地面積の 5%～10%に、緑地を含む環境施設は 10～15%に緩和することができるとしており、また、重複緑地の算入率（※3）についても、国の準則で 25%以内とするところ、50%以内に緩和することができるとしています。

※1 製造業等とは、製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所を除く）をいいます。

※2 環境施設とは、噴水・水流・池その他、屋外運動場・広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設などをいいます。

※3 重複緑地の算入率とは、屋上緑化やパイプ下の芝生、藤棚の下の広場や駐車場など、緑地と緑地以外の施設が重複する場合に、重複部分を緑地として面積に含めることができる割合をいいます。

3. 緩和の内容

市準則条例で緩和する区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（案）

国の準則（現行）

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率
全て	全て	20%以上	25%以上	25%以内



市準則案（緩和）

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率
第2種	準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内
第3種	工業地域及び工業専用地域	5%以上	10%以上	
第4種	用途地域以外の地域	5%以上	10%以上	

4. 経過と背景

平成23年及び28年の工場立地法の一部改正により、平成24年4月から緑地面積率等に係る地域準則制定権限及び届出受理等の関連事務が県から市へ、平成29年4月からは、全ての市町村へ移譲されました。同時に市町村による地域準則の導入促進を図るため、自治体にとって自由度が高く使いやすいものとなるよう国の基準も改正されています。

経済産業省による調査（平成28年度分）によれば、準則条例を制定している市町村の割合は全国で18%（309市町村）、県内では12%（5市町：岐阜市、関市、美濃市、下呂市、神戸町）でありましたが、平成30年3月には富加町が新たに条例を制定しています。

5. 条例（案）の構成

条 項	内 容
第1条（趣旨）	<p>〔概 要〕 条例制定の法令根拠を規定します。</p> <p>【説 明】 工場立地法の規定に基づき公表された工場立地に関する準則（国の準則）に代えて適用すべき市準則を条例で定めるものです。</p>
第2条（定義）	<p>〔概 要〕 条例の用語は、法令等の用語と同異議であることを定義します。</p> <p>【説 明】 条例の用語は、工場立地法、工場立地法施行規則、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（国の基準）及び都市計画法において使用する用語の例によるとするものです。</p>
第3条（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）	<p>〔概 要〕 条例の適用区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合と当該割合に対する重複緑地の算入割合を規定します。</p> <p>【説 明】 3. 緩和の内容に示すとおりです。</p>
第4条（特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）	<p>〔概 要〕 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の規定の適用及び適用可否について定めます。</p> <p>【説 明】 特定工場の敷地において、条例に規定するいずれかの区域の敷地割合が最も高い場合は、敷地全部について当該区域の割合を適用し、条例で規定する区域以外の敷地割合が最も高い場合は、条例の規定は適用せず、国の準則を適用します。</p>
第5条（特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用）	<p>〔概 要〕 特定工場の敷地が隣接する市町の区域にわたる場合の条例の規定の適用について定めます。</p> <p>【説 明】 市長が隣接市町の長と協議して定めるものとします。</p>

<p>第6条（環境施設の配置における周辺の地域への配慮）</p>	<p>〔概要〕 特定工場に対し、周辺の地域の生活環境の保持に対する配慮義務を規定します。</p> <p>【説明】 特定工場敷地内の環境施設の配置について、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう住宅地との隣接部分等の周辺部に配置することを定めるものです。</p>
<p>第7条（地域活性化への寄与）</p>	<p>〔概要〕 特定工場の設置者に対し、地元雇用や地域貢献等による地域活性化への寄与義務を規定します。</p> <p>【説明】 地域資源（ヒト・モノ・カネ）の活用や、特定工場の事業内容との相乗効果において、地域（市・団体・個人・学校・企業等）連携による活性化が期待できる取り組みに対する努力義務を定めるものです。</p>
<p>附則第1項</p>	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定します。</p> <p>【説明】 条例の施行期日 … 平成31年1月1日（案）</p>
<p>附則第2項</p>	<p>〔概要〕 昭和49年6月28日に既に設置又は設置のための工事が行われた特定工場が、生産施設の面積の変更を行う際、条例第3条の規定に代わり、国の準則備考の計算式を準用する規定を定めるものです。</p> <p>【説明】 緑地等の環境施設の面積の敷地割合などを定めた国の準則公表を規定した昭和48年の工場立地法の改正により、昭和49年6月28日に設置又は設置工事が行われている既存工場等については、当該準則の規定に代えて準則備考に規定する計算式によって行うと定めているため、条例においても、当該計算式の係数を条例第3条の規定に読み替えて準用することを定めるものです。</p>